

《費用対効果分析説明資料》

事業名	街路事業(道路改築事業)	地区名等	3-5-4堤町通り浜田線(奥野)
-----	--------------	------	------------------

【費用対効果の算定内容】

1. 費用対効果の算定根拠

算定の考え方は「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(平成21年6月国土交通省)」による。また、具体的な算定手法については、「費用便益分析マニュアル(平成30年2月 国土交通省道路局 都市局)」及び「道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱(令和2年3月 青森県)」によった。

本マニュアルにおいては、社会的余剰を便益(B)とし、整備に係る総費用及び維持修繕費を現在価値に割り引いたものを費用(C)として評価するものである。

再評価においては、技術指針の考え方により、「事業全体の投資効率性」と、再評価時点までに発生した既投資分のコストや既発現便益を除いた「残事業の投資効率性」の両者による評価をするものとした。

2. 事業全体の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長 L= 0.49 km)

○C:総費用= 2,504 百万円

○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位:百万円)

費用区分	事業費	用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	2,214	184	135	2,165
現在価値	2,474	24	54	2,504

(2)道路整備による便益

○B:総便益= 2,021 百万円 B':修正総便益= 2,837 百万円

○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位:百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期		総便益	地域修正係数	修正総便益
初年便益	87	13	2	17		119		
現在価値	1,456	213	30	322		2,021	1.404	2,837

3. 残事業の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長 L= 0.49 km)

○C1:総費用= 662 百万円

○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位:百万円)

費用区分	事業費	用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	648	12	135	771
現在価値	610	2	54	662

(2)道路整備による便益

○B1:総便益= 2,021 百万円 B1':修正総便益 2,837 百万円

○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位:百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期		総便益	地域修正係数	総便益
初年便益	87	13	2	17		119		
現在価値	1,456	213	30	322		2,021	1.404	2,837

【費用対効果分析の結果】

(事業全体)

費用便益比 B/C(再評価時点・事業全体) = 2,021百万円 / 2,504百万円 = 0.81

修正費用便益比 B'/C(再評価時点・事業全体) = 2,837百万円 / 2,504百万円 = 1.13

(残事業)

費用便益比 B1/C1(再評価時点・残事業) = 2,021百万円 / 662百万円 = 3.05

修正費用便益比 B1'/C1(再評価時点・残事業) = 2,837百万円 / 662百万円 = 4.29

第六次青森県環境計画
開発事業等における環境配慮指針チェック表
(土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

(事業名:街路事業 3・5・4号堤町通り浜田線)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
	1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮	
<input type="checkbox"/>	(1)農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	(2)地形や地盤の改変に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	(3)水系や水辺の改変に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	(4)海域の改変に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(5)建設機械の稼働に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	・重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動による周辺的生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響を防止するよう努める。	低騒音・低振動型及び排出ガス対策仕様の建設機械を使用する。
<input checked="" type="checkbox"/>	・低騒音・低振動型の建設機械の活用、稼働時期の平準化、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努める。	低騒音・低振動型及び排出ガス対策仕様の建設機械を使用する。
<input checked="" type="checkbox"/>	・重機による地形改変に当たっては、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。	散水やシート被覆等の対策を実施する。
<input checked="" type="checkbox"/>	(6)土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	・土地の改変に当たっては、土砂の地域外への搬出入の抑制に努める。	掘削等による発生土は極力埋戻しに利用し、それでも余剰に発生する場合は他工事での利用を検討する等、抑制に努める。
<input type="checkbox"/>	・表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。	
<input type="checkbox"/>	・搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の土壌や地下水への影響の防止に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	(7)廃棄物処理等への配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	・地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。	再資源化施設等に運搬して適正に処理する。
<input checked="" type="checkbox"/>	・建築物等の解体に伴う建設廃材などはできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。	再資源化施設等に運搬して適正に処理する。
	2 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮	
<input type="checkbox"/>	(1)道路(車歩道)、雨水排水路の設置に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	・基礎や地下建造物の建設等に当たっては、計画地及び周辺の地盤条件を十分に調査し、水道、電気、ガス等のライフラインの損壊の未然防止に努める。	水道、電気、ガス等の埋設位置を事前に調査し、掘削等の施工方法について協議を行う。
<input type="checkbox"/>	・大規模な基礎や地下空間利用などの地下建造物の建設に当たっては、地下帯水層の分断や地下水排水などによる周辺地域の地下水位の低下の防止に努める。	
<input type="checkbox"/>	・地下空間の建設やその利用に当たっては、浸水や地盤の陥没などの防止、避難経路の確保などに努める。	

(事業名:街路事業 3・5・4号堤町通り浜田線)

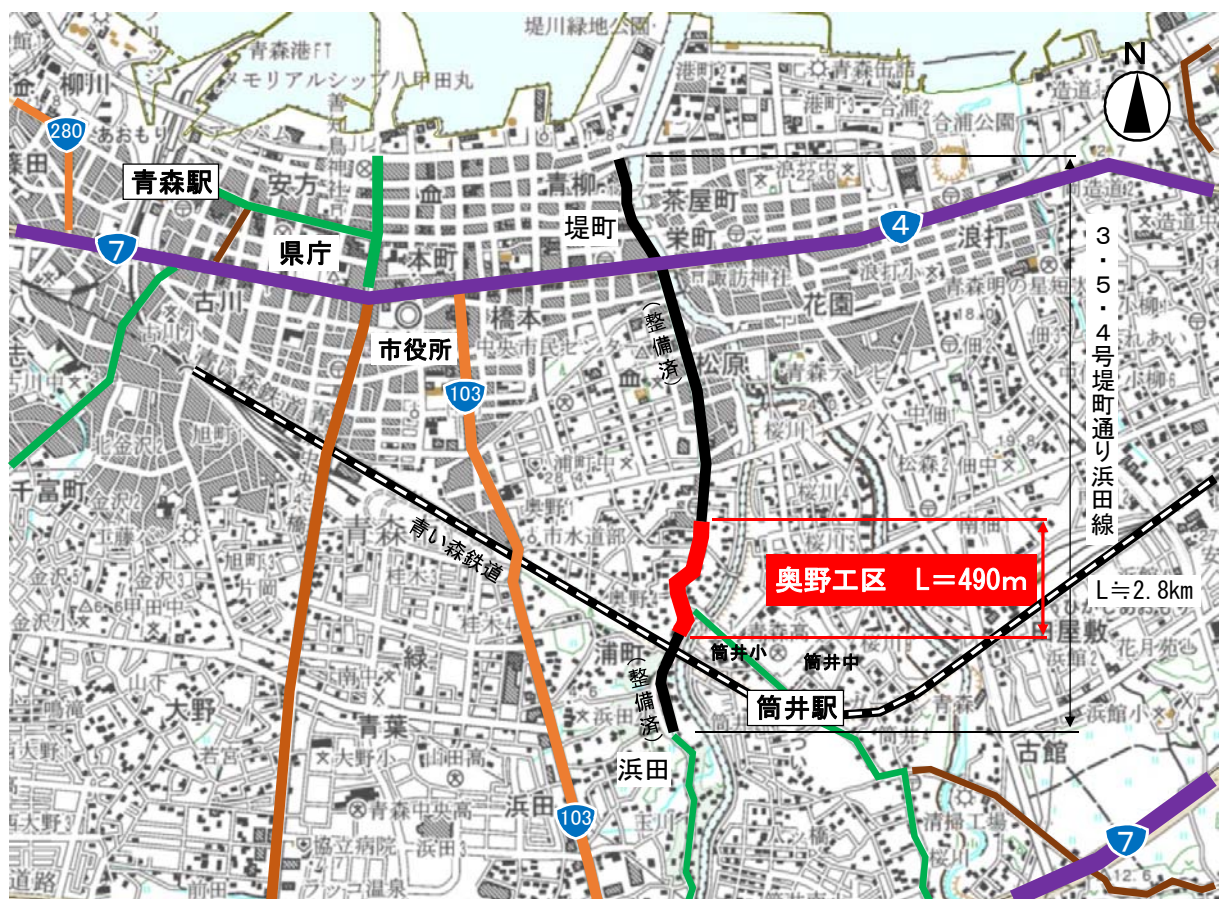
チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input type="checkbox"/>	・ ライフラインを地下に埋設する場合は、地盤の振動や沈下、液状化等に伴うラインの分断の未然防止に努める。	
<input type="checkbox"/>	(3)低層建築物の建設に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	(4)高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	(5)高架構造物の建設に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	(6)海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮	

[全体計画]

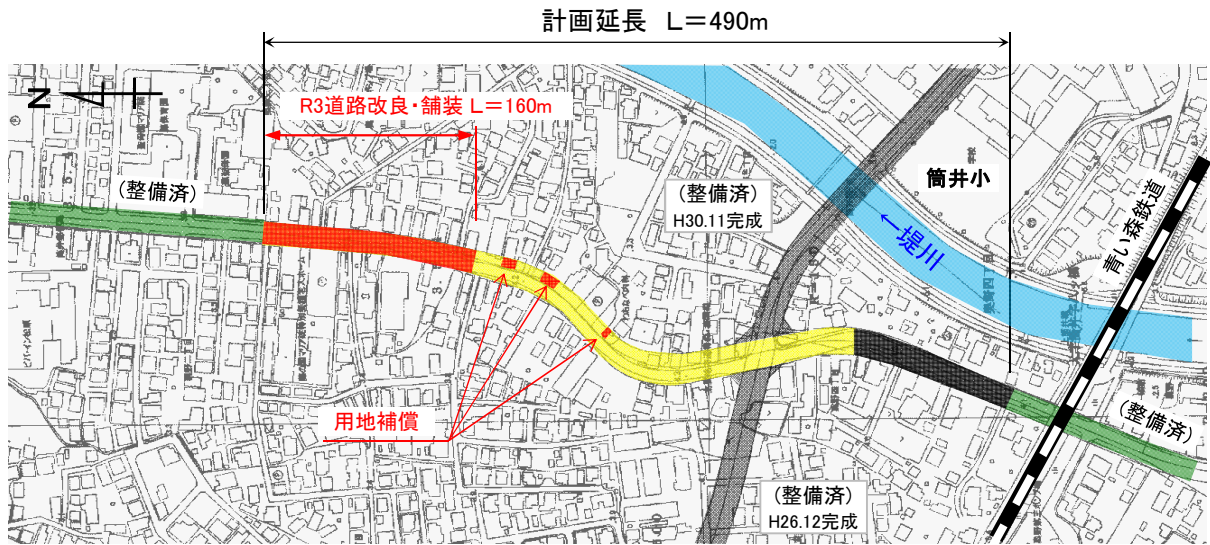
(1) 事業実施箇所位置図







(2) 詳細位置図



(3) 全体計画平面図

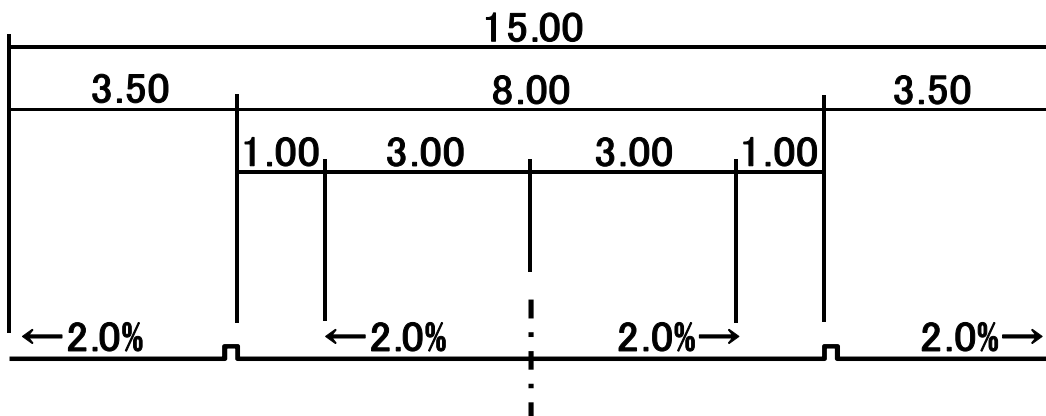


(凡例)

	現道
	R2までの実施箇所
	R3実施箇所
	R4以降実施箇所

[構造図]

○標準横断面図



[写真]

① 着工前



<計画区間の起点付近>

・計画区間は通学路にもかかわらず歩道が整備されておらず、歩行者(小学生)、自転車利用者、自動車が錯綜し、接触の危険性がある。

② 事業進捗(用地取得状況)



<計画区間の中間部>

・用地取得完了後の状況。

③ 事業進捗(用地取得状況)



<計画区間の中間部>

・用地取得完了後の状況。
一定区間の用地取得が完了した場合や官民境界を明確にする必要がある場合には、側溝のみを先行して設置している。

④ 一部整備後の状況



<計画区間の終点側>

・一部の区間で整備完了したことにより、歩行者と通行車両を分離することができ、安全安心な道路交通を確保している。

⑤ 一部整備後の状況



<計画区間の終点側>

・一部の区間で整備完了したことにより、歩行者と通行車両を分離することができ、安全安心な道路交通を確保している。